

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年3月1日
【報告者の氏名又は名称】	SBIグローバルアセットマネジメント株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0100
【事務連絡者氏名】	代表取締役 北尾 吉孝
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	SBIグローバルアセットマネジメント株式会社 (東京都港区六本木一丁目6番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、モーニングスター株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において日数又は日時の記載がある場合、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

モーニングスター株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式(以下「対象者株式」といいます。)

(3)【公開買付期間】

2023年1月30日(月曜日)から2023年2月28日(火曜日)まで(21営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応じて応募がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数(12,436,900株)が買付予定数の上限(10,000,000株)を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2023年3月1日に、株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	12,436,900(株)	10,000,000(株)
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券()	-	-
株券等預託証券()	-	-
合計	12,436,900	10,000,000
(潜在株券等の数の合計)	(-)	(-)

(4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	471,852
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	5,616
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2022年12月31日現在)(個)(g)	895,755
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100$)(%)	53.25

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者が所有する株券等(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株券等は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2022年12月31日現在)(個)(g)」は、対象者が2023年2月8日に提出した「2023年3月期 第3四半期報告書」(以下「本四半期報告書」といいます。)に記載された2022年12月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期報告書に記載された2022年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(89,673,600株)から、対象者が2023年1月27日に提出した「2023年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2022年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(170株)を控除した株式数(89,673,430株)に係る議決権の数(896,734個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

イ. 計算方法

応募株券等の総数(12,436,900株)が買付予定数の上限(10,000,000株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないこととし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

ロ. 計算過程及び計算の結果

あん分比例の方式により計算した各応募株主からの買付け等をする株券等の数の合計は10,000,000株となり、この株数を買付けました。

買付け等をする株券等に係る議決権の数	100,000.00	(A)
応募株券等に係る議決権の数	124,369.00	(B)
あん分比率	0.8040588893...	(A) / (B)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主の 応募株式数 (株)	あん分比例後 の株式数 (株)	1単元未満の 株式数を四捨 五入(株)	(3)により切 上げられた単 元未満株式数 (株)	買付株式数の 増減(株)	最終買付株 式数(株)	応募株主に 返還する株 式数(株)	件数 (件)
1	10,000,000	8,040,588.89	8,040,600	11.11		8,040,600	1,959,400	1
2	1,317,000	1,058,945.56	1,058,900	-45.56		1,058,900	258,100	1
3	662,100	532,367.39	532,400	32.61		532,400	129,700	1
4	453,100	364,319.08	364,300	-19.08		364,300	88,800	1
5	2,500	2,010.15	2,000	-10.15		2,000	500	1
6	800	643.25	600	-43.25		600	200	1
7	500	402.03	400	-2.03		400	100	1
8	300	241.22	200	-41.22		200	100	1
9	200	160.81	200	39.19		200	0	1
10	100	80.41	100	19.59		100	0	4

(注) (2)及び(4)の株式数は小数点以下第三位を四捨五入しております。